

# 宜野湾市避難行動要支援者支援計画



令和5年3月

宜野湾市



# ごあいさつ



わが国では、平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震をはじめとする地震・津波や、集中豪雨や台風による風水害など、全国各地で大規模な災害が頻発しています。

それらの災害において、犠牲者のうちの多くを高齢者や障がい者が占めている状況から、国は災害対策基本法を改正し、区市町村長に避難行動要支援者名簿の作成や、必要な措置を講じることを決めました。

本市においても、令和3年度末に宜野湾市地域防災計画を改定し、避難行動要支援者等の要配慮者の安全確保を講じることを計画しましたが、地域の関係者の意見を反映しながら避難行動要支援者への支援体制を構築することを目的に、この度「宜野湾市避難行動要支援者支援計画」を策定することとしました。

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の犠牲を減らすためには、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」、市などの取組である「公助」の考えに基づき、互いに協働する取り組みが必要となります。中でも、災害時は、公的機関による支援がすぐに被災者全てに行き渡ることは難しいことから、地域住民等による「共助」の推進は、特に重要なものとなります。

本市では、地域ごとに日頃から地域の高齢者等の把握や支え合いや見守り等の活動が行われています。それらの「共助」の力を広げていくことが、住み慣れた場所で安心して暮らせる宜野湾市に繋がるものと認識し、自治会や自主防災組織、関係機関、福祉事業所等と避難行動要支援者の支援体制の構築に取り組んでまいります。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました策定委員の皆様や関係機関の方々に対し、深く感謝申し上げますとともに、本計画を共に推進していくため、今後とも一層のご協力をお願い申し上げます。

令和5年3月  
宜野湾市長 松川 正則





# 目次

---

第1章 はじめに .....	1
1. 計画の目的・位置づけ .....	1
2. 宜野湾市における避難行動要支援者への取組の重要性 .....	3
3. 「避難行動要支援者」等の用語定義 .....	10
第2章 避難行動要支援者の把握・共有 .....	12
1. 避難行動要支援者対象者の把握 .....	12
2. 避難行動要支援者名簿の作成 .....	12
3. 避難行動要支援者名簿の提供 .....	12
第3章 地域で支え合う避難支援体制の構築(平常時) .....	13
1. 地域における避難支援 .....	13
2. 宜野湾市における地域の避難支援 .....	15
第4章 避難時における支援(災害時) .....	20
1. 避難支援の流れ .....	20
2. 避難に関する情報伝達 .....	21
3. 安否確認 .....	21
4. 宜野湾市内の地区別・災害種別毎の避難誘導上の留意事項 .....	22
第5章 『個別避難計画』の作成 .....	23
1. 策定の目的と意義 .....	23
2. 内容構成 .....	23
3. 作成方法や手順 .....	25
4. 訓練や話し合いを通じた検証 .....	25
5. 作成を通じた地域防災力の向上(『地区防災計画』の策定に向けて) .....	25
第6章 避難生活(避難所の開設) .....	26
1. 避難行動要支援者の引き継ぎ .....	26
2. 避難所・福祉避難所の開設 .....	26
3. 避難行動要支援者の移送 .....	26
4. 避難所等での介護サービスの継続 .....	26
第7章 推進体制の構築 .....	27
参考資料 .....	29
1. 計画の策定について .....	29
2. 個別避難計画モデル作成について .....	35



# 第1章 はじめに

## 1. 計画の目的・位置づけ

---

### (1) 計画の目的

わが国では、近年、平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震をはじめとする地震・津波や、平成 30 年の西日本豪雨や令和元年東日本台風をはじめとする集中豪雨や台風による風水害など、全国各地で大規模な災害が頻発しています。

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法の一部が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、令和3年5月には避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、避難行動要支援者ごとの『個別避難計画』の作成が、市町村の努力義務に位置付けられました。

宜野湾市では、平成 17 年に宜野湾市災害時要援護者避難支援対策協議会が「宜野湾市災害時要援護者避難支援計画」を策定し、これまで災害時要援護者の登録や、行政・市民・地域関係団体の協働体制の構築に取り組んできました。

災害の発生時においては、公的な救助や支援が全ての被災者に迅速に行き届くことは難しく、地域住民などによる助け合いが必要不可欠となります。民生委員、地域のボランティア、自治会、自主防災組織といった近隣住民による、日頃からの見守りや支え合いの地域の力を、地域の福祉事業所や企業、学校等と連携しながら広げていくことは、災害時における共助の防災体制や避難支援体制の構築にも繋がることから、より一層地域における日頃の交流や支え合いの地域づくりを推進していく必要があります。

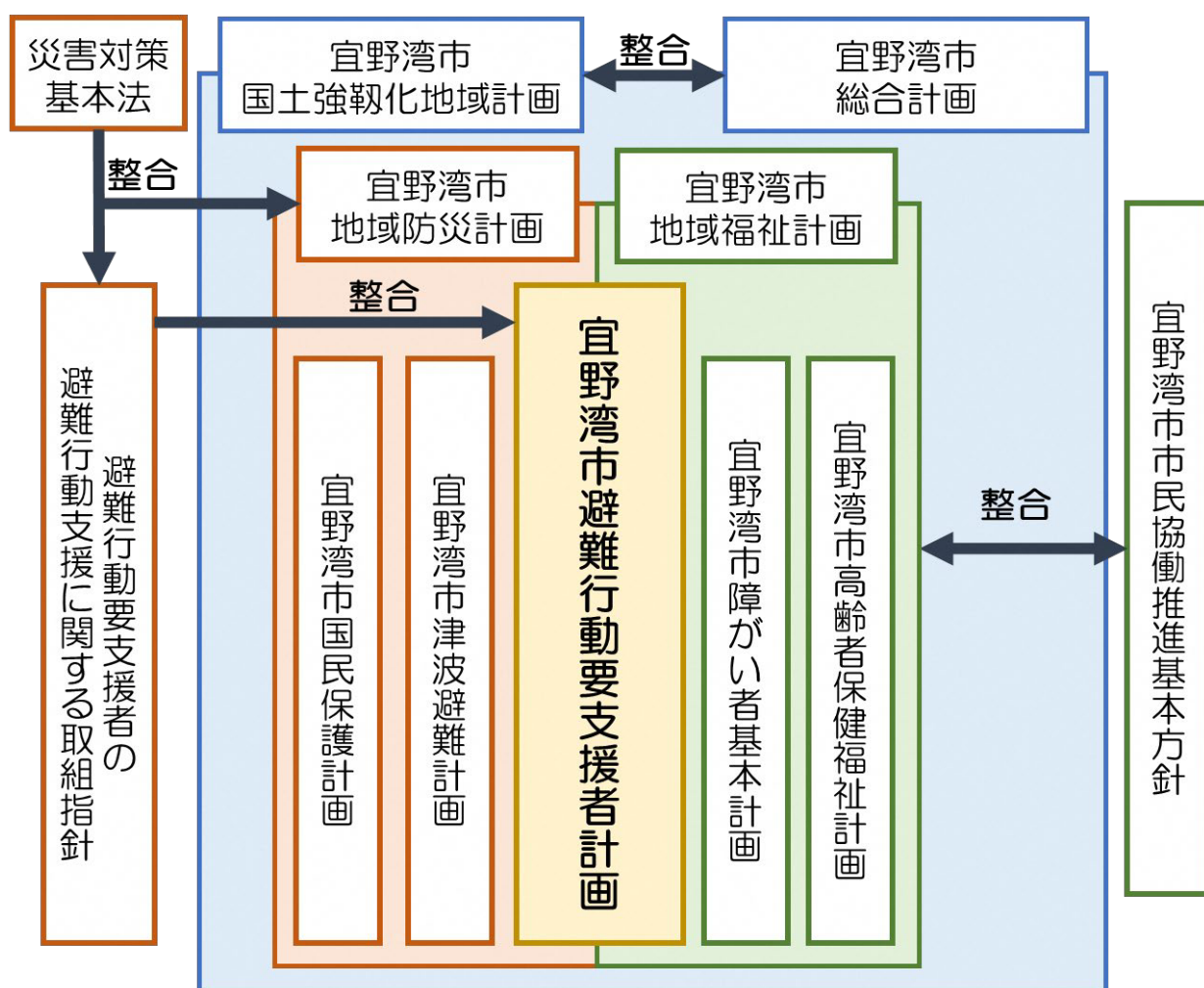
本計画では、この間の法改正等を踏まえながら、本市において避難行動要支援者に対して日頃行っている取組と、災害時の防災や避難支援体制を関連づけ、避難行動要支援者に関する日頃からの情報の把握、防災情報の伝達等の避難支援体制の推進方法について、関係機関の意見を踏まえ検討を行いました。

本計画を通じて、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市などの行政機関の取組である「公助」が相互に連携しながら、大規模災害時における避難行動要支援者の命を守る取組を推進していきます。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法や避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を踏まえるほか、宜野湾市総合計画や宜野湾市地域防災計画等の上位関連計画と整合し、宜野湾市地域防災計画の第2編 災害予防計画・第2章－第21節「要配慮者の安全確保」に関し、避難行動要支援者の避難支援に関する事項を具体化したものとして位置づけます。また、平常時の取組については、宜野湾市地域福祉計画と整合するものとします。

### ■本計画の位置づけ



## 2. 宜野湾市における避難行動要支援者への取組の重要性

宜野湾市において取組推進が、求められる現状を整理します。

### (1) 要配慮者の動向

#### ① 高齢者世帯の動向

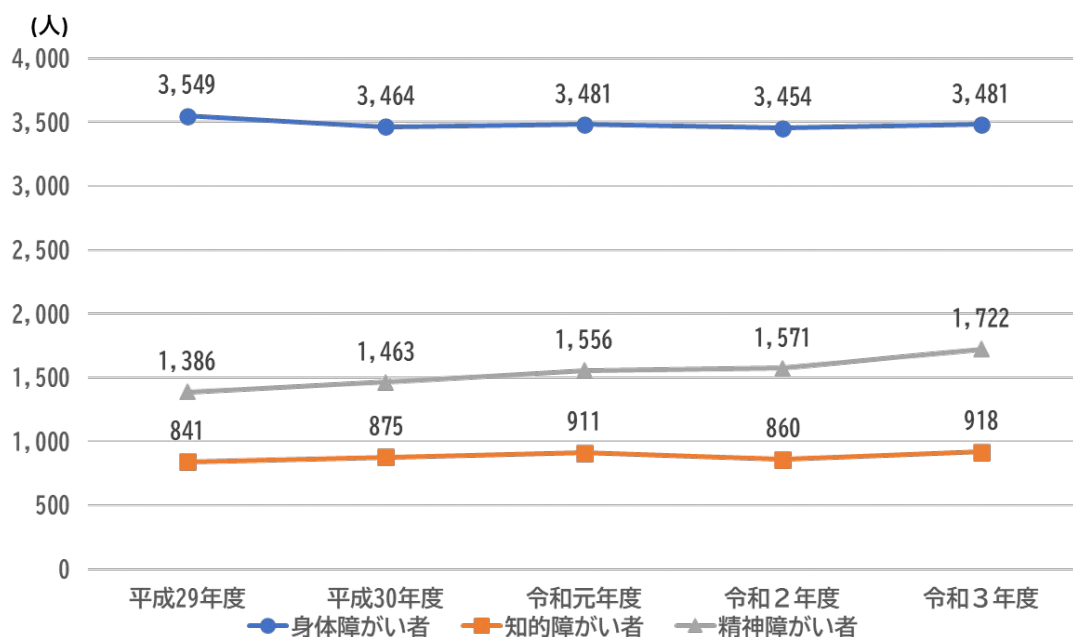
・高齢者のいる世帯の占める割合は増加を続けており、中でも一人暮らしや夫婦のみの世帯の割合は特に増加しています。

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
世帯総数	31,294	34,705	36,332	39,291	44,113
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
うち高齢者のいる世帯	6,353	7,956	9,110	10,777	12,742
	20.3%	22.9%	25.1%	27.4%	28.9%
一人暮らし世帯	1,430	1,939	2,276	2,972	4,038
	4.6%	5.6%	6.3%	7.6%	9.2%
夫婦のみ世帯	1,231	1,682	1,987	2,514	3,049
	3.9%	4.8%	5.5%	6.4%	6.9%
その他の世帯	3,692	4,335	4,847	5,291	5,655
	11.8%	12.5%	13.3%	13.5%	12.8%

出典：第 8 期宜野湾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和 3 年 3 月)、国勢調査

#### ② 障がい者の動向

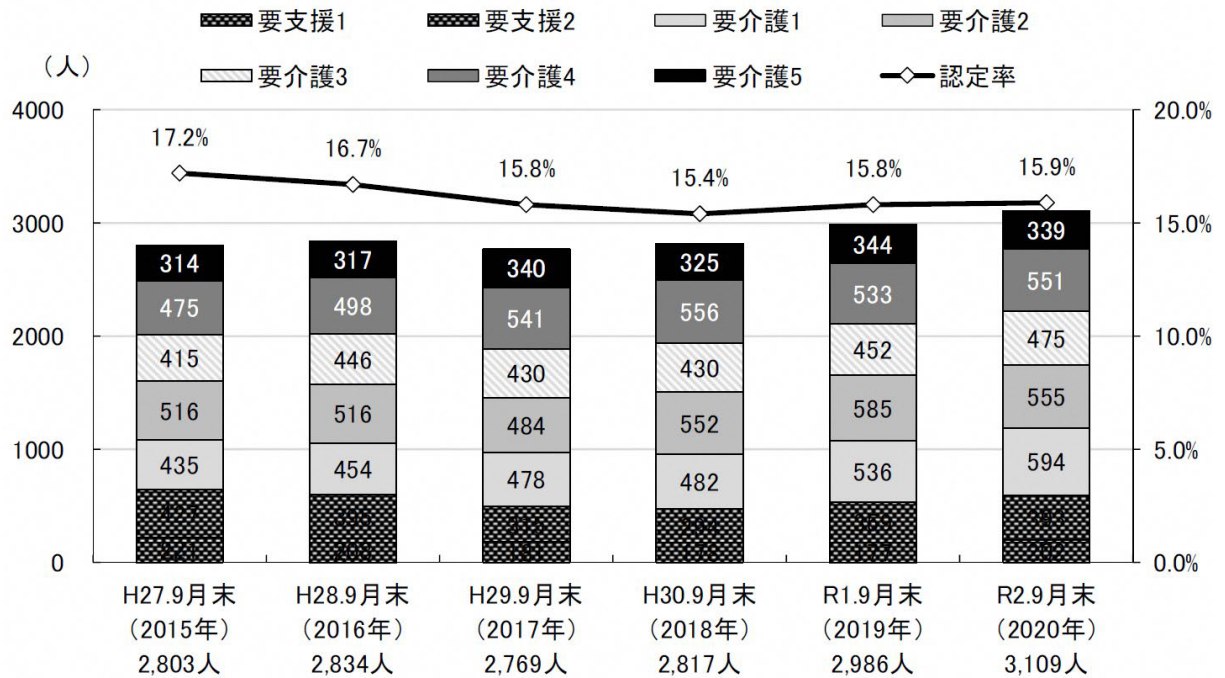
・身体障がい者(身体障害者手帳交付者)、知的障がい者(療育手帳交付者)はほぼ横ばいで推移し、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳交付者)は増加傾向にあります。



出典：令和 4 年度版宜野湾市福祉保健の概要

### ③要介護状態別の動向

・要介護(要支援)認定者数は、年々増加傾向にあり、令和2年度は3,109人となっています。(令和2年9月末時点)

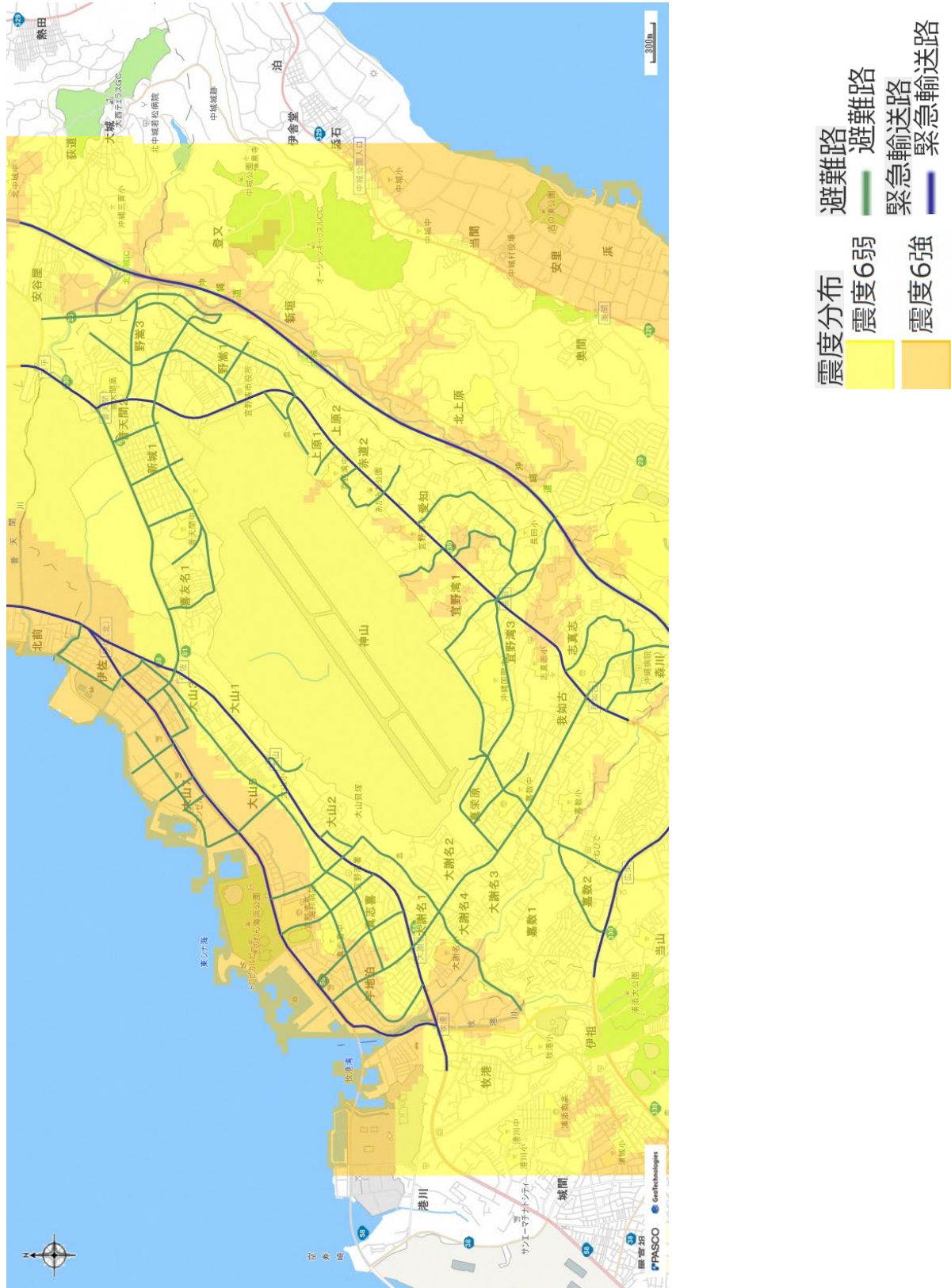


出典：第8期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年3月)

## (2)災害リスクの動向

### ①地震

- ・揺れについては、伊佐、大山、真志喜、宇地泊等で高震度が想定され、建物倒壊等や避難路の閉塞の可能性があります。

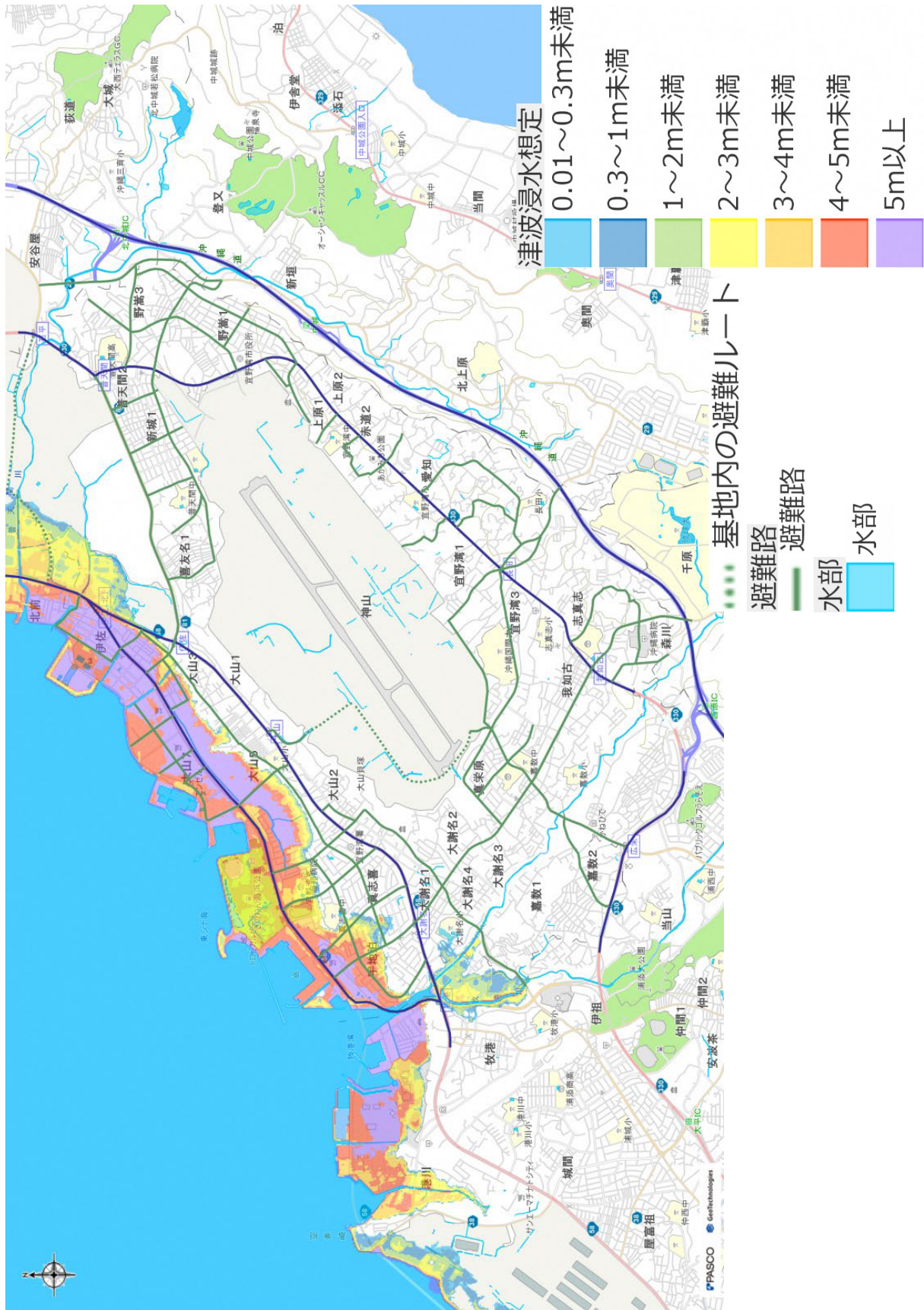


出典:宜野湾市総合防災マップ(地図情報システム)



## ②津波

- ・伊佐、大山、真志喜、宇地泊等の沿岸部では緊急避難の必要があります。
- ・短時間で避難できる支援体制が必要です。

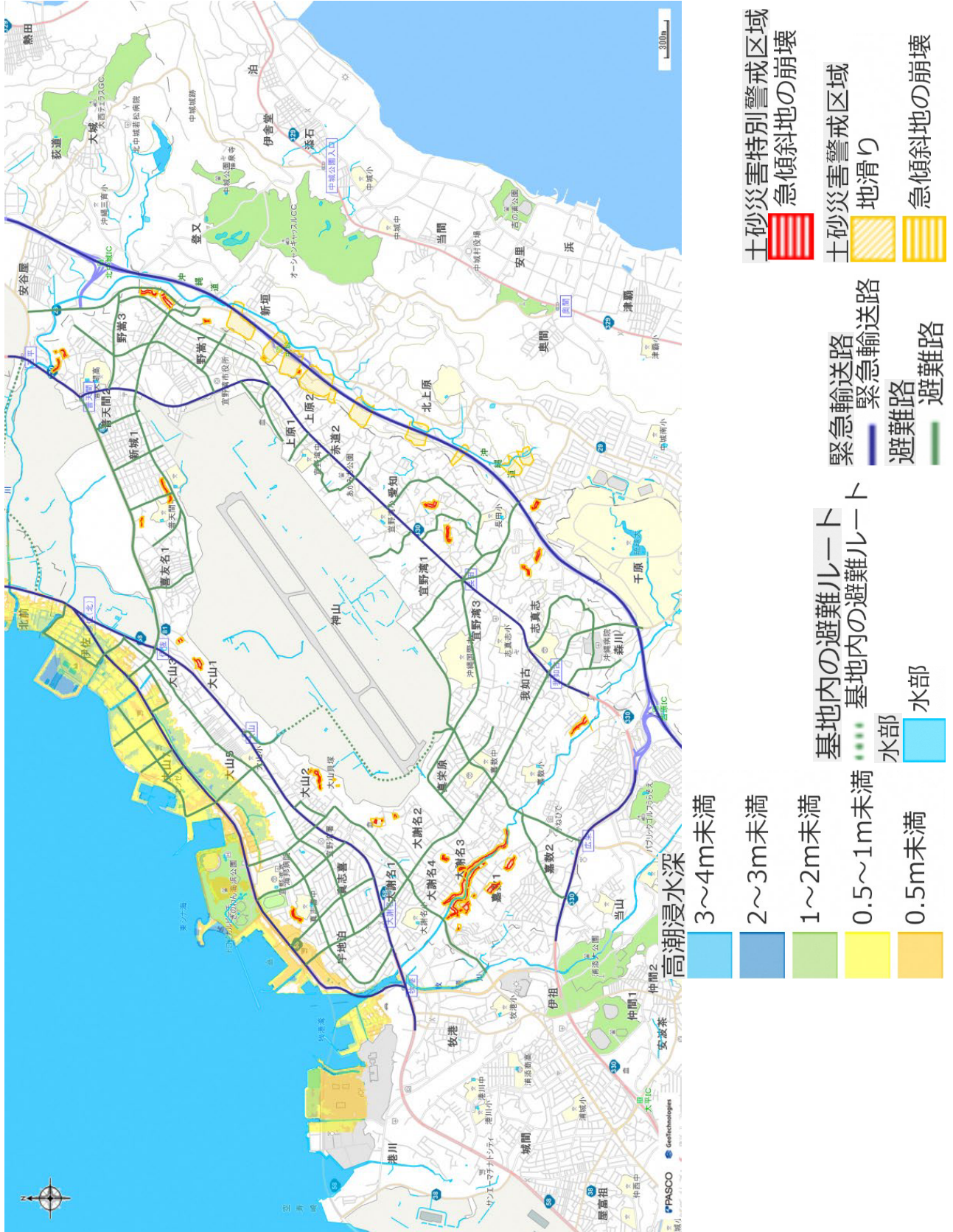


出典：宜野湾市総合防災マップ(地図情報システム)



### ③高潮・土砂災害

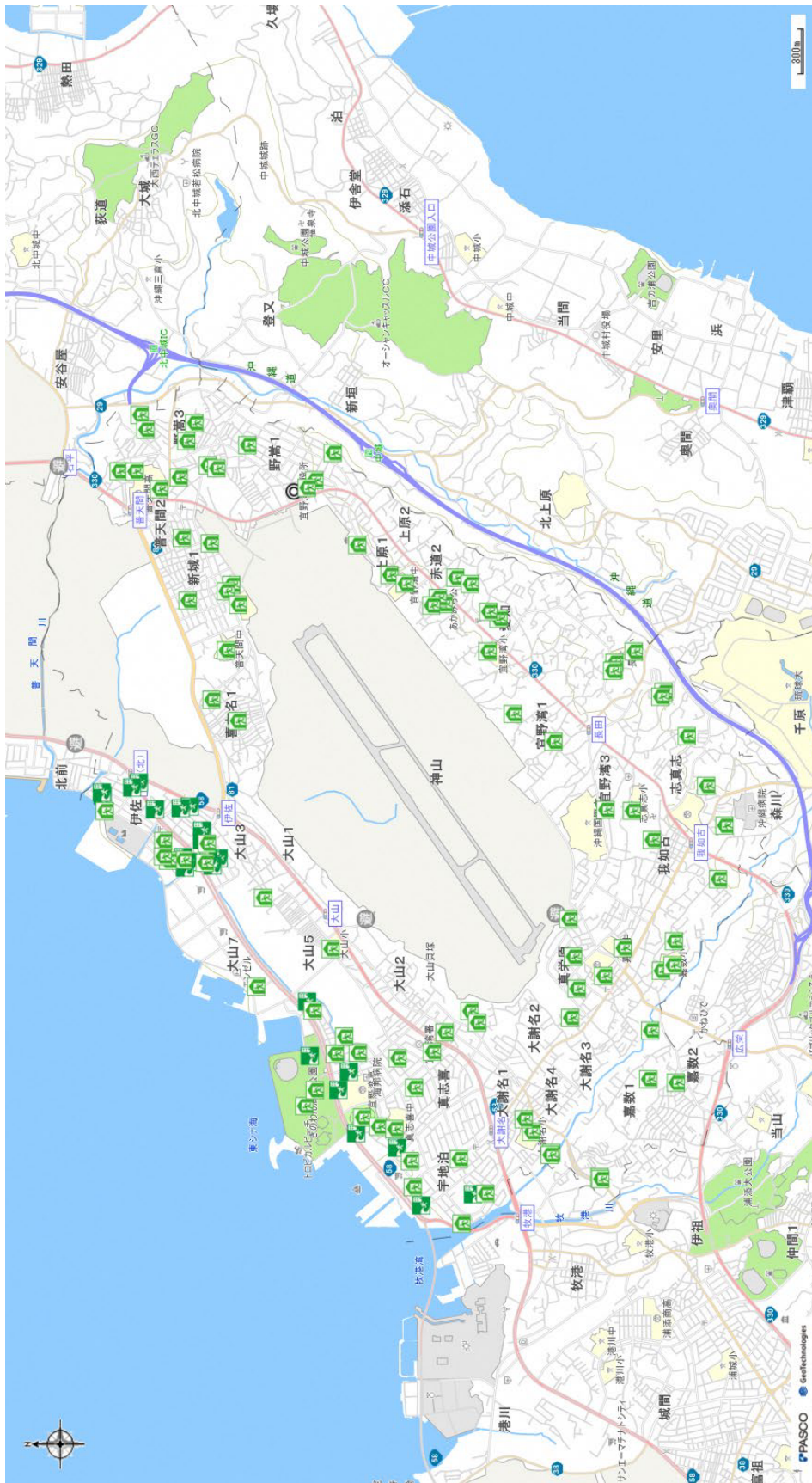
- ・高潮については、伊佐、大山、真志喜、宇地泊等の沿岸部で発生する可能性があります。
- ・土砂災害については、大謝名、嘉数等の土砂災害警戒特別区域等で危険性が高いです。
- ・早めの避難ができる支援体制が必要です。



出典：宜野湾市総合防災マップ(地図情報システム)

### (3)避難所等の設置動向

- ・地域特性、災害種別に応じた避難の違いを踏まえた避難支援が必要です。
- ・避難生活においても様々な配慮が必要です。



避難所  
避難場所  
津波避難ビル

A legend for the map showing three types of evacuation sites: a green square with a white 'A' for '避難所' (Evacuation Site), a green square with a white 'B' for '避難場所' (Evacuation Location), and a green square with a white 'C' for '津波避難ビル' (Tsunami Evacuation Building).

出典：宜野湾市総合防災マップ(地図情報システム)



#### (4)福祉避難所の設置動向

・海拔の低い地域から海拔の高い地域への福祉避難所利用者の移動が課題です。

No.	施設名称	所在地	海拔 (m)	津波 災害	高潮 災害	土砂 災害	地震 災害	想定収 容人数 (名)
1	新城児童 センター	新城 2-4-11	65	○	○	○	○	89
2	伊利原 老人福祉センター	伊佐 4-3-17	2	✕	✕	○	○	70
3	うなばら 保育所	大山 3-30-1	3	✕	○	○	○	145
4	大山児童 センター	大山 4-14-3	11	✕	○	○	○	83
5	大謝名児童 センター	大謝名 5-25-13	6	✕	○	○	○	88
6	我如古児童 センター	我如古 2-5-1	100	○	○	○	○	68
7	宜野湾 保育所	宜野湾 3-13-10	99	○	○	○	○	183
8	長田児童館	長田 3-28-1	111	○	○	○	○	36
9	赤道 老人福祉センター	赤道 1-5-17	97	○	○	○	○	295
10	赤道 児童センター	赤道 1-5-16	98	○	○	○	○	88

出典:宜野湾市総合防災マップより一部編集

### 3. 「避難行動要支援者」等の用語定義

#### (1) 用語定義

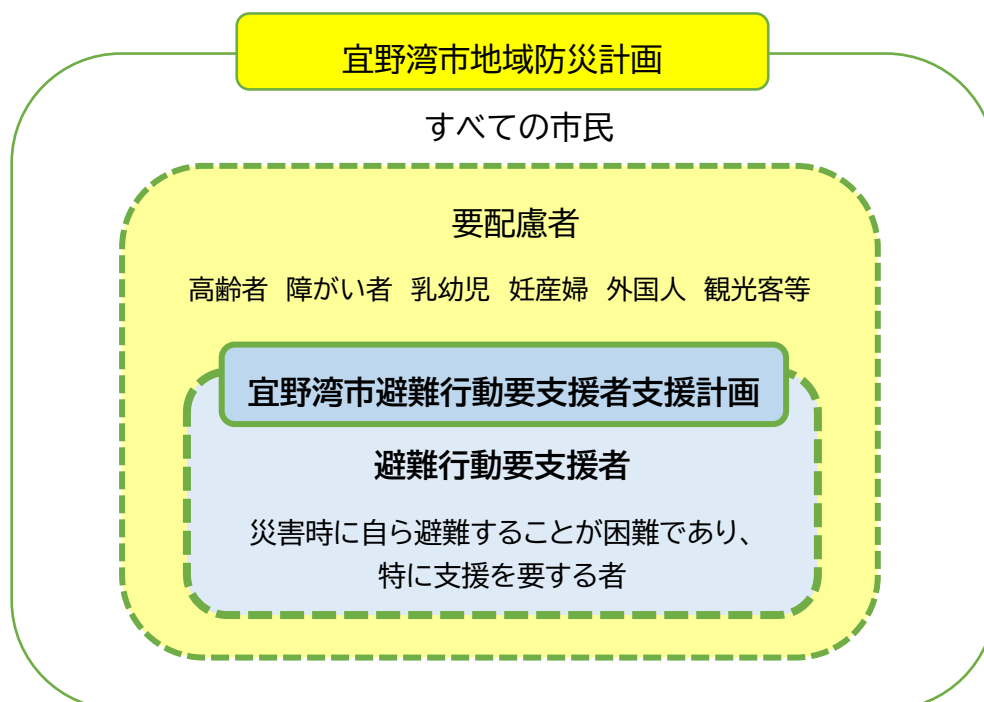
平成25年度の災害対策基本法の改正により、高齢者や障がい者、乳幼児などは、防災施策において特に配慮を要する「要配慮者」とされました。

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが難しく、避難するための特段の支援を要する者は、「避難行動要支援者」として市町村がその登録要件を設定し、避難支援を実施するための基礎となる名簿を作成して、情報の把握に努めることとされました。

#### ■各用語の定義

用語	内容
要配慮者	災害の発災前、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。 高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
避難支援等関係者	避難行動要支援者へ日頃からの見守り活動等を行い、災害時には避難支援や安否確認等に携わる者。

#### ■本計画で対象とする避難行動要支援者の考え方



## (2) 避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者は、本市に居住する在宅者であって次に掲げる者のうち、自力で避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者としてします。

### ■宜野湾市における避難行動要支援者の範囲

- (ア) 要介護認定 1～5を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳 1級、2級を保持する者
- (ウ) 療育手帳 A1・A2を保持する者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳 1級を保持する者
- (オ) 後期高齢者のみで構成される世帯に属する者(一人暮らし含む)
- (カ) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある難病患者・小児慢性特定疾病患者、その他避難行動に支援を要すると市長が認める者

## 第2章 避難行動要支援者の把握・共有

### 1. 避難行動要支援者対象者の把握

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めます。

市は、本計画に基づく支援体制を周知し、避難行動要支援者に該当する者が自ら市へ申し出し、避難行動要支援者名簿に登録申請できるよう案内します。

自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会等避難支援等関係者や、地域包括支援センター、介護支援専門員等の福祉事業者は、それぞれの日頃からの活動で把握した、要配慮者のうち、自力での避難が難しい方の把握に努め、避難行動要支援者としての登録を促します。

### 2. 避難行動要支援者名簿の作成

市は、1で把握した避難行動要支援者の名簿を作成します。

名簿は、災害による停電を考慮し、デジタルデータとして管理する他、紙媒体でも作成し複数の庁内関係課で保管を行います。

また、市は、避難行動要支援者名簿に基づいた平常時からの避難支援の取組の推進のため、避難支援等関係者への情報提供に、同意が得られるよう努めます。

#### 避難行動要支援者名簿の種類

- (1)行政機関共有用 避難行動要支援者名簿(同意を得ていない対象者を含む名簿)
- (2)避難行動要支援者名簿(同意を得た対象者の名簿)

### 3. 避難行動要支援者名簿の提供

市は、平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人等より同意を得られた場合は、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、以下の避難支援等関係者に対象地域の名簿を提供します。

#### ■避難支援等関係者の範囲

(ア) 自治会	(カ) 警察署
(イ) 自主防災組織	(キ) 消防本部、消防署及び消防団
(ウ) 民生委員	(ク) その他前各号に準ずる団体として 市長が認めた団体
(エ) 地域支え合い活動委員会	
(オ) 社会福祉協議会	

## 第3章 地域で支え合う避難支援体制の構築(平常時)

### 1. 地域における避難支援

---

#### (1) 基本的な考え方

大規模な災害が発生した直後は、公的な救助や支援がすぐに行き届くことは困難です。阪神・淡路大震災では、救助者のうち約9割が自力又は家族や地域の人に救助されました。

このことから分かるように、災害による被害を少なくするためには、自らの身は自らで守る「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合う「共助」を高め、さらに行政機関等による支援活動「公助」をあわせ、「自助・共助・公助」それぞれが役割をもちながら、支援体制を構築することが重要です。

#### (2) 自助・共助・公助の推進

##### ① 自助(避難行動要支援者自身が日頃から取り組むこと)

###### ア 防災知識の習得

各家庭に配布されたハザードマップや市ホームページ等を活用し、避難所や避難場所の確認、その経路の確認等、防災に関する知識の向上に取り組みましょう。

###### イ 自宅の安全対策

家具の固定、耐震補強や、家具配置の見直し、就寝スペース周辺の片付け、避難の際の通路の確保等を行いましょう。

###### ウ 非常用持ち出し品・生活物資の備蓄

非常用持ち出し品の準備の他、避難生活に備え、7日間程度の食料や飲料水のほか、医薬品や介護用品、福祉器具、衛生用品等について日ごろから備えておきましょう。とくに、人工呼吸器等の機器を使用している場合には、電気の供給が停止した場合を想定し、非常用電源の準備等の対策をしておきましょう。

###### エ 近隣とのコミュニケーション

積極的に自治会に加入し、近隣住民とコミュニケーションをとるよう心掛け、いざという時の避難支援者の確保に努めましょう。また、自治会の実施する防災訓練などに積極的に参加しましょう。

## ② 共助(近隣や地域での助け合い)

### ア 地域のコミュニケーション

市民は積極的に自治会に加入し、近隣と日頃から互いに声を掛け合うよう努め、避難行動要支援者を含む近隣住民への情報伝達や安否確認、避難支援に協力しましょう。

### イ 自主防災組織

自主防災組織は、地域の企業や福祉事業者等と共に、地域が主体となった体制づくりに努めましょう。また、防災研修会等を通じて地域の防災意識を醸成し、避難行動要支援者も含めた情報伝達や安否確認、避難支援の在り方を検討しましょう。

### ウ 地域支え合い活動委員会

本市では、すべての自治会において地域支え合い活動委員会が結成されており、地域の見守り活動等が行われています。避難行動要支援者名簿を地域の要支援者の把握や見守り活動に活用し、自主防災組織等と連携した避難支援の取組を進めましょう。

### エ 地域の防災訓練

避難行動要支援者も一緒に防災訓練に参加してもらい、避難支援を実践し、ふりかえりと改善を繰り返すことで、地域防災力の向上を目指しましょう。

### オ 避難所・福祉避難所での助け合い

自主防災組織等が中心となり運営する避難所において避難行動要支援者について必要とされる様々な配慮を想定しておきましょう。

## ③ 公助

### ア 避難所・福祉避難所の指定・協定

市は、避難行動要支援者の特性に応じた福祉施設との協定等、福祉避難所の確保に向け取り組めます。

### イ 物資の備蓄や確保に向けた取組

市は、避難行動要支援者に必要な福祉用具や介護用品、人材等が災害時にも確保できるよう体制構築に努めます。

### ウ 防災情報の周知・徹底

市は、防災情報の伝達が避難行動要支援者に確実に届くよう体制の構築に努めます。

### エ 自主防災組織等への支援

市は、防災に関する知識のある人材の育成のため、防災士や地域防災リーダーの育成支援に努めます。



## 2. 宜野湾市における地域の避難支援

---

### (1) 自主防災組織と地域支え合い活動委員会が連携した避難支援体制の構築

宜野湾市では、全ての自治会で「自主防災組織」が発足しており、防災研修会や避難訓練などを通じて、地域住民を災害から守る体制の検討、すなわち地域の防災力向上に取り組んでいます。

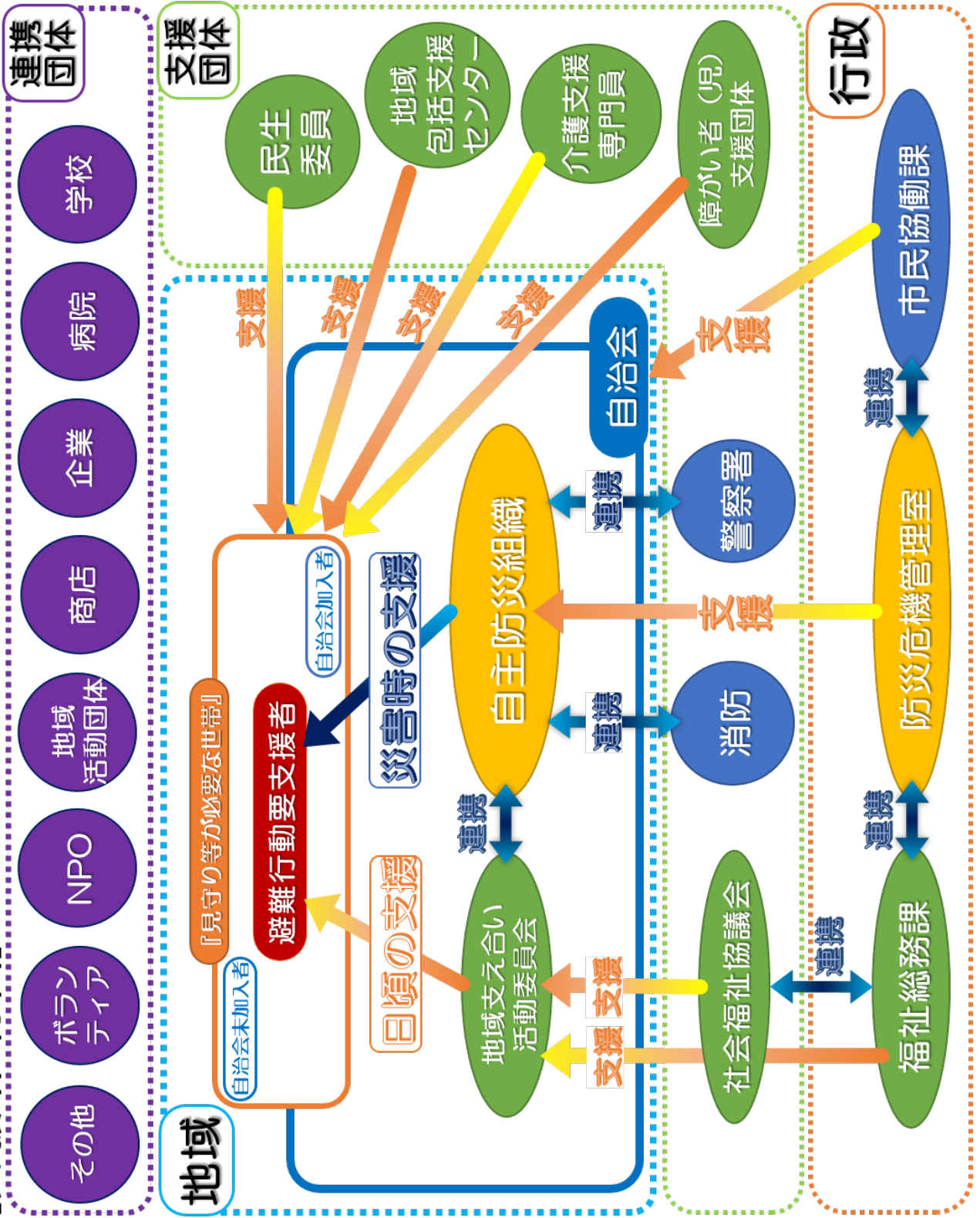
災害時に自主防災組織等が地域の避難行動要支援者も含めた避難支援を行うには、どこにどのような避難行動要支援者がいるかを日頃から把握しておくことが必要になります。

宜野湾市では「地域支え合い活動委員会」が全ての自治会で発足しており、地域の高齢者や障がい者等「見守り等の必要な世帯」を把握し、各地区において工夫を凝らした見守り活動等に取り組んでいます。

各地区で既に把握している「見守り等が必要な世帯」が「避難行動要支援者」を把握する基となることから、「見守り等が必要な世帯」から避難支援が必要な人を抽出した『(仮称)地区避難行動要支援者名簿』を作成することができます。更に宜野湾市が提供する「避難行動要支援者名簿(避難支援関係者への提供に同意を得た対象者の名簿)」を加えることにより、日頃の見守り活動や、避難行動要支援者と地域との交流のすそ野を広げることが可能になります。また、日頃の支え合い活動と災害時の避難支援体制の検討を連動させることで、円滑な避難支援を目指すことが可能となります。

そのためには、避難支援体制の推進において、地区の自主防災組織と地域支え合い活動委員会が連携し、一体的に避難支援体制の構築に取り組むことが必要です。日頃(平常時)は「地域支え合い活動委員会」が把握や見守りに努め、いざ災害が発生したら(災害時)、自主防災組織が一般住民ならびに避難行動要支援者の避難行動を司ります。

# 【支援体制図】



## (2) 避難支援体制の推進方法（モデル地区の取組を参考に）

自主防災組織や地域支え合い活動委員会をはじめとする自治会の活動状況等によって、主に以下のようなステップで、避難支援体制を推進していくことを目指します。

### ① 地区内の避難行動要支援者の把握

地域支え合い活動委員会の活動や、ミニデイサービス等の自治会活動から把握した「災害時に一人では避難できない方」の抽出、名簿化。『(仮称)地区避難行動要支援者名簿』を作成する。

※併せて市の避難行動要支援者への登録の促進も行うことで、市や他の避難支援等関係者も情報把握が可能になります。

#### ■具体的な取組の流れ(例)

##### 自治会内での「共助」意識の共有

- ・ 地域の人々は地域で守る、という「共助」の必要性の確認
- ・ 災害時に一人で避難できない人「避難行動要支援者」を支援する必要性の確認
- ・ 「避難行動要支援者」は地域支え合い活動委員会の「気になる世帯リスト」の中にいるということの認識の共有



##### 地区内の「地区避難行動要支援者」の抽出

- ・ 地区内の「見守り等が必要な世帯」に該当者はいないかを確認
- ・ 自治会実施のミニデイサービス等の参加者に該当者はいないかを確認
- ・ 抽出された該当者をリスト化して共有



##### 『地区避難行動要支援者マップ』の作成

- ・ 要支援者が地区内のどこに住んでいるか、地区のマップに印をつけてみる(マッピング)
- ・ 地区内のどの地域にどれ位の人数の要支援者が住んでいるかを把握
- ・ 要支援者が住んでいる地域と、その地域のハザード(災害危険区域)を確認、避難支援する際の留意点を皆で検討



## ②『個別避難計画』の検討・避難の体験

個々の避難行動要支援者の避難場所・避難経路・避難支援者等の検討。  
試しに避難をしてみる等して避難計画を振り返り、必要に応じ修正する。

### ■具体的な取組の流れ(例)

#### 『個別避難計画』の必要性の共有

- 自治会内で、避難行動要支援者のための『個別避難計画』の必要性を共有
- 自主防災組織と地域支え合い活動委員会が連携し『個別避難計画』の作成促進を検討



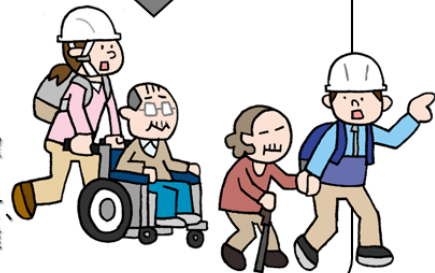
#### 『個別避難計画』の試験的作成

- 『個別避難計画』の作成手順や留意点を確認するため、自治会で試験的に作成、要支援者のモデル候補を検討
- 要支援者とそのご家族等に訪問し『個別避難計画』の様式に要支援者の情報の記載を支援
- 訪問・作成時に『個別避難計画』作成における課題や留意点を把握



#### 『個別避難計画』を活用した避難シミュレーションの実施

- 作成した『個別避難計画』を基に実際にシミュレーションを実施(要支援者の体調等に最大限配慮)
- シミュレーション後、避難時の留意点(要支援者への配慮ポイント、避難経路や障害物の有無等)を確認し『個別避難計画』に修正点等を記載
- 試験的作成を通じて得た課題や留意点を踏まえて、地区内の他の「避難行動要支援者」への『個別避難計画』作成・提出を促進





### ③ 自治会・自主防災組織等と連動した避難訓練

地区の『(仮称)地区避難行動要支援者名簿』を用いて、災害時の情報伝達・安否確認・避難支援の役割をあらかじめ決めておき、自治会・自主防災組織等と協力した地区の避難支援体制を作る。

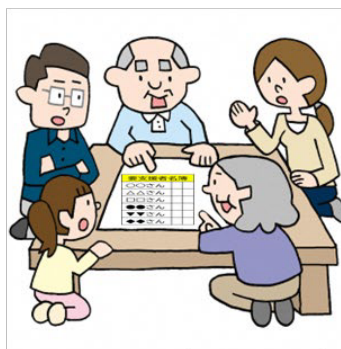
※できることから取り組む。

※防災訓練に避難行動要支援者・避難支援者も参加してみる。

#### ■具体的な取組の流れ(例)

##### 「見守り等が必要な世帯」を基にした「(仮称)地区避難行動要支援者名簿」の作成

- 自治会内で、地域支え合い活動委員会を中心に「見守り等が必要な世帯」から「避難行動要支援者」を抽出
- その他自治会開催のミニデイサービス参加者からも要支援者を抽出
- 以上の抽出された人を「(仮称)地区避難行動要支援者名簿」として整理・把握



##### 「避難行動要支援者」への支援方法や支援内容の検討

- 地区内のどの地域に「避難行動要支援者」が住んでいるかを班ごとに整理し、班内の要支援者名簿を作成
- 各班の要支援者に対し、誰が担当するか(支援者)を検討・決定、要支援者と支援者間で連絡先等の交換等、災害時の連携について合意を形成
- 各要支援者に対して「どこまで避難支援できるか」を確認、避難場所まで移動を支援、あるいは安否確認を実施等、支援内容を検討・決定



##### 「避難行動要支援者」の避難訓練の実施

- 自治会として宜野湾市で開催の避難訓練に参加すると共に「避難行動要支援者」の避難訓練を実施
- 班ごとに要支援者の安否確認チェック表を作成、訓練開始と共に各班の担当者が要支援者の安否確認や避難場所への移動支援を実施、安否確認チェック表に避難状況を記載
- 各班の担当者より、安否確認チェック表を基に責任者に報告、地区内全体の安否状況を把握



## 第4章 避難時における支援(災害時)

### 1. 避難支援の流れ

災害発生時の避難支援は、主に「1. 情報伝達」「2. 安否確認」「3. 避難誘導支援」の3つに分けられます。

**大切！ 避難支援等関係者等の安全確保について**  
避難支援をする者は、

- まず自身や家族の安全を確保すること
- 無理せず可能な範囲で支援すること
- 支援に法的義務はないこと

の3点を、認識した上での避難支援をします。

#### 1. 情報伝達

避難支援等関係者は、避難行動要支援者へ避難準備情報の情報提供を行う。

#### 2. 安否確認

避難支援等関係者は、災害時に電話や訪問、又は避難場所等で避難行動要支援者の安否状況を確認し、あらかじめ決められた担当者へ報告を行う。

#### 3. 避難場所等への避難誘導支援

避難支援等関係者は、避難行動要支援者を避難場所など安全な場所まで避難誘導支援を行う。

#### 4. 避難場所等の責任者への引継ぎ

## 2. 避難に関する情報伝達

---

市は、津波浸水想定区域及び住家に対して、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めており、全ての人にとって、効果的な伝達内容等を準備します。

具体的には、関係事業者等と連携して、防災行政無線施設、全国瞬時警報システム(J-アラート)、災害情報共有システム(L-アラート)、テレビ、ラジオ、携帯メール、SNS 等様々な伝達手段の多重化・多様化を図ります。

自主防災組織は、地区の災害リスクの特性に応じてあらかじめ対応開始基準を設定しておき、住民同士での情報伝達が可能な場合は、自主防災組織や自治会の会長等の役員らが分担して、住民に情報伝達します。特に、避難行動要支援者ご本人と支援者には優先して行います。

## 3. 安否確認

---

安否確認は以下のような方法が想定されます。

- ① 地域の避難支援等関係者は、まず自身や家族の安全を確保した上で、電話や訪問、又は避難場所等で避難行動要支援者の安否状況を確認し、あらかじめ決められた担当者へ報告を行います。
- ② 介護サービスを利用している高齢者の安否確認については、『個別避難計画』等に基づき、介護支援専門員等が家族や地域の避難支援等関係者等と連携をとり、安否確認を行います。
- ③ 市は、市内各地の避難所において、各避難所避難者が記入する名簿と、避難者からの申告をもとに、避難行動要支援者の避難者数を把握します。
- ④ 災害が長期化するなど一定時間経過後は、自主防災組織、自治会、地域支え合い活動委員会、民生委員等の支援者からの情報を集約し、避難行動要支援者名簿と照合しながら、安否を確認していきます。

#### 4.宜野湾市内の地区別・災害種別毎の避難誘導上の留意事項

---

- 大規模地震が発生すると、沿岸部等の軟弱地盤では揺れが増幅される傾向があります。

「宜野湾市総合防災マップ」では、伊佐地区、大山地区、真志喜区、宇地泊地区等で高い震度が想定されており、老朽建築物の倒壊や幅員が狭い道路では倒壊がれきで閉塞し通行に支障が生じる可能性があります。

『個別避難計画』では、避難の際には、

→幅員が確保されている道路を活用する

→ブロック塀等に注意する

→道路に段差等が生じる箇所では転倒しないように通行する等、避難経路の状況に注意します。

- 津波のリスクに対しては、伊佐地区、大山地区、真志喜区、宇地泊地区等の沿岸部では、緊急避難が必要です。『個別避難計画』では、命を守るために短時間で高台等の避難場所への避難が完了できるよう、支援体制の設定がより重要です。

また、徒歩避難の際、日常時から交通量が多い国道58号の安全な横断や、車いす等に乗って急坂をどのように上るかなど、避難の方法に注意します。

- 台風や集中豪雨等による土砂災害については、特に土砂災害警戒区域等において、リスクが高まります。市内に点在する土砂災害警戒特別区域等では特に注意が必要です。

『個別避難計画』では、風雨が強くなる前に避難を完了できるよう、早い段階での支援体制が構築しやすいよう注意します。

また、避難の際には、中小河川や側溝から水があふれる等により路面の環境が日頃から変化し、誤って流される事例もあることから、避難支援者の安全確保にも注意します。



# 第5章 『個別避難計画』の作成

## 1. 策定の目的と意義

避難行動要支援者やその家族は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に備え、“どこにどのような経路で避難するか”誰に支援をお願いするか”“避難するときどのような配慮をして欲しいか”などをあらかじめ記載した『個別避難計画』を作成します。

## 2. 内容構成

※提出先：福祉総務課窓口

任意様式第1号

### 宜野湾市避難行動要支援者名簿の提供に関する同意書兼個別避難計画

令和 3年 1月 1日 作成・更新

宜野湾市長 殿

私は、宜野湾市災害時要援護者避難支援登録することを希望します。また災害時に個別避難計画を作成し、事前に私の個人情報（住所、氏名、生年月日、電話番号、血液型、緊急連絡先）を自治会、町内会、消防団、自主防災組織、民生委員、消防、警察、社会福祉協議会等に提供することに

未同意の方は理由を選択してください。  
(未同意の場合も下記のご記入をお願いします)

を名簿に  
るため、  
自治会、  
町内会、  
消防団、  
自主防災  
組織等に

①同意します ②同意しません ※1か2のどちらかを○で囲ってください

□施設入所のため □自力で避難できるため  
□その他（ ）

氏名(自署) 宜野湾 太郎 代理人 宜野湾 花子 続柄 母

※本人が直筆できない場合は代理人の方が署名をお願いします。

個人情報を支援団体に提供することに同意するか否かを記載します

### ○避難行動要支援者の情報

ふりがな	ぎのわん たろう	性別	男	血液型	A
氏名	宜野湾 太郎	生年月日	大・昭・平・令 2年 1月 1日(31歳)		
住所	〒 901-2203 宜野湾市野嵩1-1-1				
電話	(098) 111-1234	携帯電話	(090) 1234-1234		
FAX	(098) 222-2222		世帯区分	高齢者単居・高齢者世帯・単居・同居	
メールアドレス	ginowan.taro@00.00				

持病や障がいなど身体の状態を記載します

### ○身体について（あてはまるものすべてに☑を入れてください）

☑肢体不自由（1級） □視覚障害（ 級） □聴覚障害 2級  
 □療育手帳 A判定 □ひとり暮らしの高齢者 □寝たきりの高齢者  
 □認知症高齢者 □難病（ ） □要介護（ ）  
 ☑車いすを使用してほしい □言葉や文字の理解が難しい  
 □杖や歩行器を使用して歩く ☑一人で歩くことや立つことができない  
 □顔を見ても知人や家族とわからない  
 □その他（ ）

緊急連絡先を記載します

### ○家族等緊急連絡先

氏名	宜野湾 花子	続柄	母	携帯電話	090-1111-1111
住所	〒901-2203 宜野湾市野嵩1-1-1				
氏名	宜野湾 一郎	続柄	父	携帯電話	090-2222-2222
住所	〒901-2203 宜野湾市野嵩1-1-1				
				自宅電話	(098)-111-1234
				自宅電話	(098)-111-1234

※提出先：福祉総務課窓口

○同居家族

氏名	続柄	性別	生年月日	携帯電話
宜野湾 花子	母	女	昭和40年 1月 1日	090-1111-1111
宜野湾 一郎	父	男	昭和35年 1月 1日	090-2222-2222
			年 月 日	- -
			年 月 日	- -

家族の連絡先を  
記載します

○病院・サービス事業所（通院している病院や福祉サービス利用事業所）

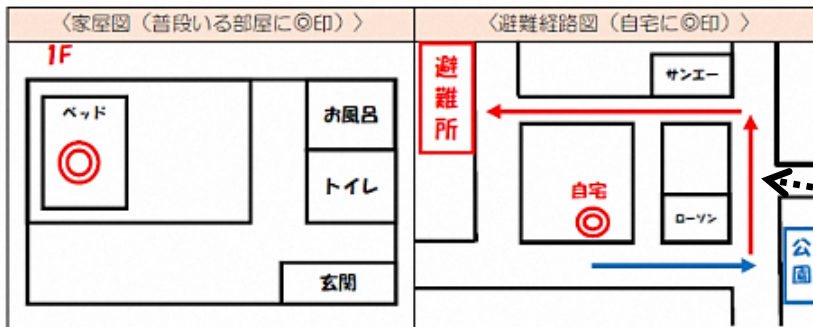
病院/事業所名	野高病院	担当者	野高 太郎
治療中の病気	脳性麻痺	電話	098-123-1234
使用薬・用量 服用上の注意	(例)ジアセラム 1日3回 眠気やよだれなどの副作用あり		
病院/事業所名		担当者	
治療中の病気		電話	( ) -
使用薬・用量 服用上の注意			

通院している病院や  
飲んでいる薬などを  
記載します

○避難について

避難場所	〇〇公園	避難所	〇〇児童館
避難先・避難時に 気を付けること	歩行困難。常に車いす移動。等		

最寄りの避難場所や  
避難時に  
気を付けてほしいことを  
記載します



避難経路の地図を  
記載します

○避難支援者（家族や近所の方）※支援者の方の了解を得てご記入ください。

氏名	宜野湾 次郎	続柄	弟	携帯電話	090-2222-2222
住所	〒901-2203	宜野湾市野高1-1-2		自宅電話	(098)-222-2222
氏名		続柄		携帯電話	- -
住所				自宅電話	( ) -

避難支援者に  
関する情報を  
記載します

### 3.作成方法や手順

---

個別避難計画を、本人、家族又は介護支援専門員等担当する福祉専門職員が作成した場合は、市へ提出するとともに、自主防災組織又は地域支えあい活動委員会等の避難支援関係者にも共有します。

本人等で作成が困難な場合は、自主防災組織又は地域支えあい活動委員会等の避難支援関係者は、避難行動要支援者ご本人、家族による、『個別避難計画』の作成に協力します。作成した『個別避難計画』は、避難行動要支援者ご本人自身又はご本人の代理として自主防災組織又は地域支えあい活動委員会等の避難支援関係者から市へ提出することも可能です。

避難行動要支援者は、自宅から避難所等まで実際に避難支援者とともに歩いてみるなど、避難経路を確認しておくよう努めるものとします。

なお、避難経路の選定にあたっては、災害時に倒壊のおそれのあるブロック塀などの危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した災害時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

### 4.訓練や話し合いを通じた検証

---

作成した『個別避難計画』を用いて、避難行動要支援者ご本人がお住まいの自治会での防災訓練の際に、実際に支援者による避難支援を得る形で避難行動を実践します。

訓練終了後はふりかえりを行い、実践的な避難支援方法を話し合い、『個別避難計画』の修正を行います。修正後は市へ提出します。

### 5.作成を通じた地域防災力の向上(『地区防災計画』の策定に向けて)

---

『個別避難計画』は、高齢者や障がい者など「災害時に一人で避難できない地域住民＝避難行動要支援者」のための避難計画ですが、本来は「地域の住民全体の防災計画＝『地区防災計画』」があり、その中に『個別避難計画』が含まれている、というのがあるべき姿です。

地区内の「避難行動要支援者」の把握から名簿作成、そして『個別避難計画』の策定、といった取組をきっかけに、地区全体の防災について検討する機会をさらに発展させ、ひいては『地区防災計画』の策定・見直しといった取組へと展開させ、「地域防災力」そのものの向上をめざします。

## 第6章 避難生活(避難所の開設)

---

発災時に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活において失われることがないように留意します。

### 1. 避難行動要支援者の引き継ぎ

---

避難行動要支援者を避難場所等において避難支援等関係者から避難場所の責任者へ引き継ぐとともに、名簿情報や『個別避難計画』が避難後の生活支援に役立つよう、活用を図ります。

### 2. 避難所・福祉避難所の開設

---

市は、宜野湾市地域防災計画において、あらかじめ定められた施設に避難所を開設します。一般避難所においても、避難行動要支援者の受け入れができるよう、福祉避難スペースを確保します。

福祉避難所を開設したときは、受け入れ体制が整い次第、避難行動要支援者及びその家族を随時受け入れます。

市は、避難行動要支援者の特性に配慮した福祉避難所の確保や、災害時にも介護用品、福祉用具、介護や相談に協力できる人材等が確保できるよう、平常時から福祉施設等との協定の締結等、体制の構築に取り組みます。

### 3. 避難行動要支援者の移送

---

避難行動要支援者を福祉避難所へ速やかに移送できるよう、あらかじめ移送事業者等と要支援者の移送について協定を結ぶなど、移送体制の構築を図ります。

### 4. 避難所等での介護サービスの継続

---

介護サービスを受けている高齢者や障がい者が、避難所等(在宅避難を含む)においても、必要な介護サービスが提供されるよう、居宅介護支援事業者(ケアマネージャー)と避難所運営者、サービス事業者は連携し、必要な支援に努めます。

## 第7章 推進体制の構築

---

本計画をより一層実効性の高いものとするためには、状況に応じて内容の見直しを行いながら、推進のための関係機関の情報共有や連携が不可欠です。そのため、その推進の中核となる組織を設置します。

主には、本計画に関連した部局(すなわち庁内の「検討委員会」の各委員)と、本計画に関連した地域団体や福祉団体等(すなわち「策定委員会」の各委員)の構成による協議会を設置し、防災危機管理室と連携し、定期的な協議を通して、本計画の実践の推進や、策定内容の見直し等に取り組めます。検討を重ねる中で、連携が必要な分野の団体等からも推進会議に参画してもらうことも検討していきます。



# 参考資料

## 1.計画の策定について

---

### (1) 策定委員会の設置要綱と委員名簿

#### 宜野湾市災害時避難行動要支援者支援計画策定委員会設置要綱

令和4年8月25日

##### (設置)

第1条 宜野湾市災害時避難行動要支援者支援計画の策定に必要な検討を行うため、宜野湾市災害時避難行動要支援者支援計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は次に掲げる事項とする。

- (1) 宜野湾市避難行動要支援者支援計画案の策定に関すること。
- (2) 名簿に関すること。
- (3) 個別避難計画に関すること。
- (4) 福祉避難所に関すること。
- (5) その他、避難行動要支援者の避難支援に関すること。

##### (組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の構成員
- (3) 社会福祉団体の構成員
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

##### (委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第5条 策定委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

##### (庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、福祉推進部福祉総務課において行う。

##### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

○策定委員会 委員名簿(任期:令和4年9月26日~令和5年3月31日)

	氏名	所属	備考
1	稲垣 暁	沖縄国際大学・沖縄大学 特別研究員	1号委員 (学識経験者)
2	仲村渠 満	宜野湾市 社会福祉協議会	3号委員 (社会福祉団体の構成員)
3	新垣 善輝	民生委員・児童委員連絡協議会 (嘉数中校区副会長)	2号委員 (市民団体の構成員)
4	金城 均	宜野湾市自治会長会(嘉数ハイツ)	2号委員 (市民団体の構成員)
5	末吉 孝行	自主防災組織(大山区)	2号委員 (市民団体の構成員)
6	玉城 久美子	地域包括支援センターかいほう	3号委員 (社会福祉団体の構成員)
7	川満 大輔	沖縄県介護支援専門員協会 宜野湾市部連絡会	3号委員 (社会福祉団体の構成員)
8	照屋 昌敏	相談支援事業所 沖縄県自立生活センター・イルカ	3号委員 (社会福祉団体の構成員)
9	宮城 哲哉	医療法人タピック 沖縄リハビリテーションセンター病院	3号委員 (社会福祉団体の構成員)
10	岡田 洋代	宜野湾市福祉推進部長	4号委員 (行政機関の職員)



## (2) 検討委員会の設置要綱と委員名簿

### 宜野湾市災害時避難行動要支援者支援計画検討委員会設置要綱

令和4年7月8日

#### (設置)

第1条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び宜野湾市地域防災計画に基づき、災害時避難行動要支援者の支援に関する計画の策定、及びその推進を行うため、宜野湾市災害時避難行動要支援者支援計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は次に掲げる事項とする。

- (1) 宜野湾市災害時避難行動要支援者支援計画の策定に関すること。
- (2) 避難行動要支援者名簿に関すること。
- (3) 個別避難計画に関すること。
- (4) 福祉避難所に関すること。
- (5) その他避難行動要支援者支援計画の推進に関すること。

#### (組織)

第3条 検討委員会の委員は、別表第1に定めるもので組織する。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に福祉推進部福祉担当次長を充て、副委員長に健康推進部次長を充てる。

- 2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

#### (庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、福祉推進部福祉総務課において行う。

#### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

○検討委員会 委員名簿(任期:令和4年7月8日~令和5年3月31日)

	所属	備考
1	福祉推進部福祉担当次長兼福祉総務課長	委員長
2	健康推進部次長兼介護長寿課長	副委員長
3	福祉推進部こども政策担当次長兼こども政策課長	
4	福祉推進部障がい福祉課長	
5	健康推進部健康増進課長	
6	総務部防災危機管理室長	
7	市民経済部市民協働課長	
8	消防本部警防課長	
9	企画部デジタル推進課長	

(3) 宜野湾市避難行動要支援者支援計画の検討経過

年月日	内容等
令和4年8月2日	第1回庁内検討委員会 ・避難行動要支援者支援の取り組みの必要性について ・宜野湾市避難行動要支援者支援計画策定の進め方について ・避難行動要支援者名簿の共有(情報提供)について
令和4年9月26日	第1回策定委員会 ・避難行動要支援者支援の取り組みの必要性について ・宜野湾市避難行動要支援者支援計画策定の進め方について ・平時からの支援体制の推進に向けた名簿等の提供について
令和4年10月3日	委員・団体ヒアリング①(沖縄県介護支援専門員協会 宜野湾市部連絡会)
令和4年10月11日	委員・団体ヒアリング②(相談支援事業所沖縄県自立生活センター・イルカ)
令和4年10月11日	委員・団体ヒアリング③(大山区自治会)
令和4年10月11日	委員・団体ヒアリング④(宜野湾市地域包括支援センター かいほう)
令和4年10月12日	委員・団体ヒアリング⑤ (医療法人タピック沖縄リハビリテーションセンター病院)
令和4年10月12日	委員・団体ヒアリング⑥(嘉数ハイツ自治会)
令和4年10月12日	委員・団体ヒアリング⑦(宜野湾市社会福祉協議会)
令和4年10月14日	委員・団体ヒアリング⑧(宜野湾市民生委員児童委員協議会)
令和4年10月19日	委員・団体ヒアリング⑨(沖縄県介護支援専門員協会 宜野湾市部連絡会)
令和4年10月25日	地域意見交換会 ・『宜野湾市避難行動要支援者支援計画』および『個別避難計画』策定についての概要説明 ・銘苅小学校区まちづくり協議会(銘苅新都心自治会)による取組事例の紹介 ・意見交換『私の地域の避難行動要支援者とその支援の実情について』

年月日	内容等
令和4年12月7日	個別避難計画モデル作成①(嘉数ハイツ自治会) ・個別避難計画策定の必要性について
令和4年12月12日	個別避難計画モデル作成①(大山区自治会) ・個別避難計画モデル作成にご協力いただける要支援者候補の選定 ・避難支援体制の検討
令和5年1月25日	第2回 庁内検討委員会・策定委員会合同会議 ・前回会議以降の取り組みについて ・計画本体におけるポイントについて ・計画素案について
令和5年2月17日	個別避難計画モデル作成②(大山区自治会) ・個別避難計画作成
令和5年2月21日	第3回 庁内検討委員会・策定委員会合同会議 ・宜野湾市避難行動要支援者支援計画(案)について ・個別避難計画モデル作成について
令和5年2月22日	個別避難計画モデル作成③(大山区自治会) ・作成した個別避難計画をもとに避難シミュレーション実施
令和5年3月1日 ～3月14日	パブリックコメントの実施

## 2.個別避難計画モデル作成について

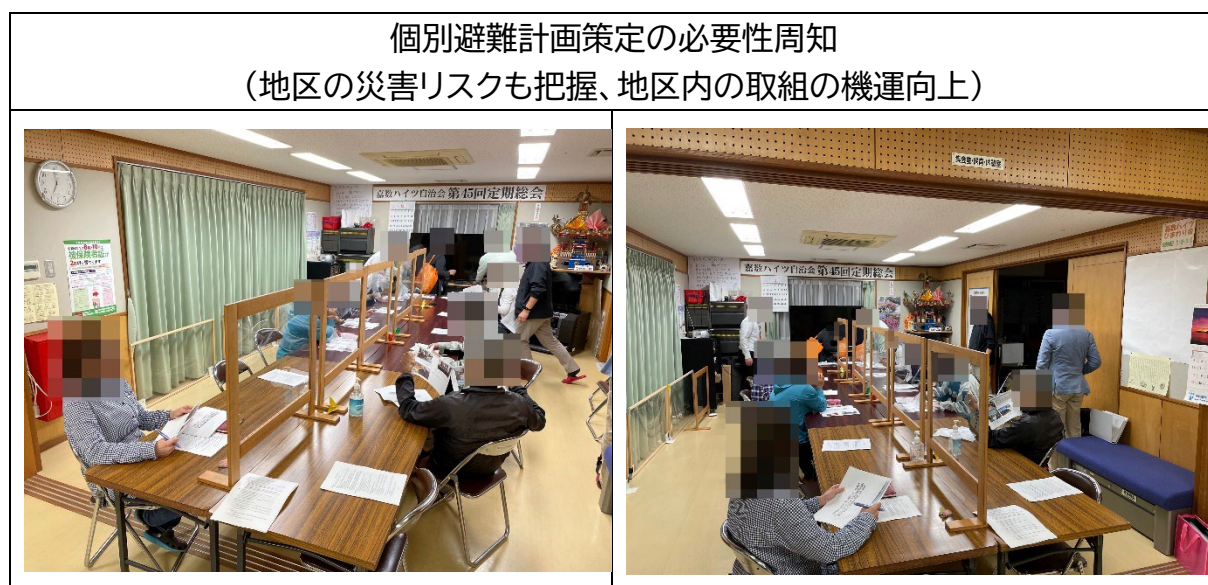
嘉数ハイツ自治会と大山区自治会について個別避難計画作成の取組事例として紹介します。

嘉数ハイツ自治会

### ◆取組の経過

年月日	内容等	実施場所
令和4年10月25日	・地域意見交換会にてモデル作成にご協力いただける地区の選定	・大山区公民館 (大山地区学習等供用施設)
令和4年12月7日	・地域支え合い活動委員会メンバーに向け、地区内の避難行動要支援者の把握、名簿化の必要性について説明	・嘉数ハイツ自治会公民館

### ◆実施状況写真



### ◆取組を通じて見出した配慮点や課題など

- 地区内での防災に関する知識や意識を向上させる必要がある
- 持続性を見込める避難支援体制を検討する必要がある
- 地域にてすでに先行している取組にプラスする方法など、負荷の少ない方法を検討する必要がある

大山区自治会

◆取組の経過

年月日	内容等	実施場所
令和4年10月25日	・地域意見交換会にてモデル作成にご協力いただける地区の選定	・大山区公民館 (大山地区学習等供用施設)
令和4年12月12日	・地域支え合い活動委員会メンバーに向け、個別避難計画の必要性、重要性について説明 ・個別避難計画策定者候補を検討し、2世帯を選定	・嘉数ハイツ自治会公民館
令和4年12月 ～令和5年2月	・電話等にて自治会長及び要支援者と個別避難計画策定、避難シミュレーション実施に向け調整	—
令和5年2月17日	・各世帯の個別避難計画を作成	・要支援者各世帯の自宅等
令和5年2月22日	・各世帯から指定避難場所まで避難シミュレーションを実施	・要支援者各世帯の自宅等 ・近隣指定避難場所



◆実施状況写真

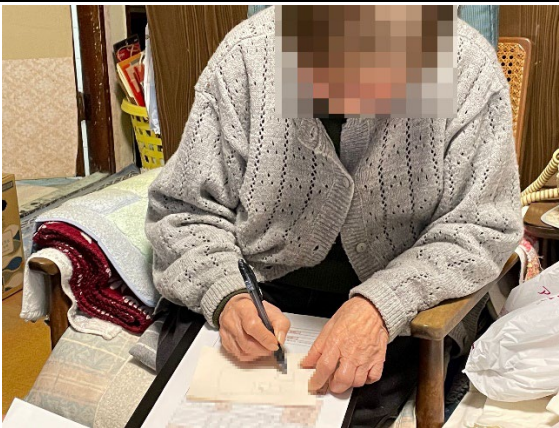
モデル作成協力者の検討  
(避難支援者として配慮すべき事項の事前話し合い)



防災マップを基に避難経路検討  
(安全な避難経路を地図で確認)



個別避難様式記入  
(家族や避難支援者等による代筆可)





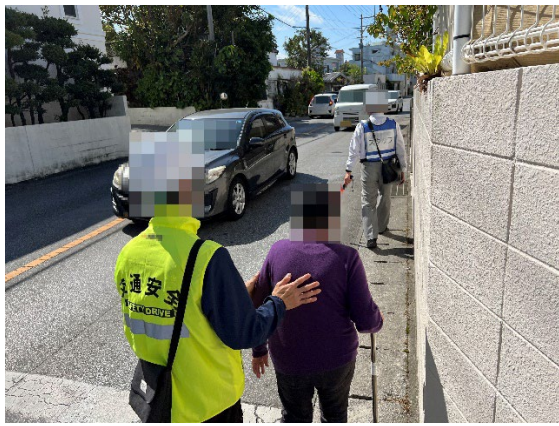
車イスの使い方  
(留意点転倒防止対策などを把握)



車いすを使用した避難シミュレーション  
(段差通過時など転倒防止対策を徹底)



狭い避難経路での配慮  
(車両通行などに十分に配慮)



上り坂での要支援者介助  
(体力面など考慮し実施)



交通量の多い道路での横断  
(車両通行などに十分に配慮)



指定避難所での振り返り  
(課題、改善点などを把握共有)



◆取組を通じて見出した配慮点や課題など

- 避難支援の負担を地域内で分散する必要がある
- 避難時に使用する器具の使い方を平常時に理解しておく必要がある
- 避難時に配慮すべき点について介護専門職など要配慮者と日頃関わりのある方にも検討に加わっていただく

■ユニバーサル(UD)の考え方にに基づき、より多くの方に見やすく読み間違いにくい  
デザインの文字を採用しています。

---

## 宜野湾市避難行動要支援者支援計画

令和5年3月 発行

発行:宜野湾市 福祉推進部 福祉総務課

〒901-2710

沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1

電話:098-893-4411(代表)

---